



第⑨⑧号

2012 / 3

交通基本法制定についての要望

交通基本法については、昨年通常国会に上程されたものの、いまだ審議入りできていない。この法律は我が国が本格的に少子高齢化時代を迎える中、特に地方の人の移動を確保するためには是非とも必要な骨格法だ。

世界には珍しく民間経営で公共交通事業が成立した我が国では、過度に進んだ自動車社会の影響で、特に地方の公共交通の疲弊は甚だしく、中山間のバス事業は崩壊、地方都市では鉄道路線が2001年以来25路線576.2kmが廃止され、今春も2路線が廃止されようとしている。バス路線も毎年2000kmも廃止され、減便が続いてる。2002年の交通部門の規制緩和以来各地のバス会社が28社以上経営破綻しており、もはや地方都市ではバス会社はバスの更新さえできなくなっている。交通基本法の制定、それに伴う各法の整備と財源手当てが遅れる中、ほとんどの地方都市周辺では買い物難民が大量に発生、地方都市は廃止バス路線の代替手段の確保に多額の税金を投入している状態。さらに大都市周辺でも、神戸電鉄粟生線のように年間760万人も運び、上下分離できれば存続できる路線が、廃止の危機に陥り、閑散な駅のトイレ廃止で採算改善を図ろうとしている。



全国の15歳、高校受験生は泣いている。受験校決定時に存在したバス路線や鉄道路線が、合格した時には路線が廃止、あるいは減便されている例がたくさんある。ところが「乗っているのは高校生だけだ」と言われる。国の将来を担うべき高校生・大学生は、自動車を持たない交通弱者なのだ。

一方で大震災以後のエネルギー事情の切迫の中、地球温暖化対策と経済成長を両立させるためにも、交通部門の省エネ政策のために公共交通は大きな貢献をすることができる。

そこで我々全国路面電車ネットワーク78団体は、以下のことを緊急に国会に対して要望した。

① 交通基本法を制定すること

さらに制定後は以下の項目等について至急にご検討いただきたい。

- ② 鉄道路線などが上下分離して存続するよう、財源と起債などの措置をとること
- ③ バス路線の維持のためのバス購入についても、財源措置をとること
- ④ 各都市の公共交通分担率向上目標を設定すること

こうした目標のため、我々は交通基本法を推進する市民団体、学生、交通事業者、交通労働組合、地方自治体などに呼び掛けて、連帯して要望行動を起こしたいと考えている。

事務局 〒700-0823 岡山市北区丸の内1-1-15(禁酒会館3F) TEL&FAX 086-232-5502

E-mail racda_okayama@ybb.ne.jp

RACDA

検索

NPO法人 公共の交通ラダ
RACDA詳しくは http://wiki.livedoor.jp/racda_okayama/ まで